

## 神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和4年11月8日（火） 19：45～19：55

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局長、給与課長、給与課担当係長3名、他3名  
水道局経営企画課業務改革担当課長  
交通局副局長、経営企画課業務改革担当課長  
教育委員会事務局総務部長、教職員課長

（組合） 市労連執行委員長、副執行委員長5名、書記長、他10名

4. 議 題：期末・勤勉手当の支給月数及び支給日の提案  
係長級の処遇改善についての提案

5. 発言内容：

（市） 平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、心より感謝申し上げます。

今年度の給与改定につきましては、11月1日の交渉において、給料表の改正について、私どもの考えをお示いたしました。

本日は、期末・勤勉手当及び係長級の処遇改善について、お示いたします。

なお、本日は、市会において、給与改定についての条例改正を諮るための期限であり、最終回答としてご了承いただきたいと思いますと考えております。

### — 提案資料配布 —

- ・ 期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）…別紙1
- ・ 係長級の処遇改善について（案）…別紙2

それでは、お手元にお配りした「期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）」をご覧ください。一般の職員の勤勉手当を0.10月引き上げ、人事評価結果の反映前の年間支給月数について、今年度より「1.90月」から「2.00月」とし、期末手当の年間支給月数について、引き続き「2.40月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「4.30月」から「4.40月」といたします。

また、再任用職員におきましては、勤勉手当を0.05月引き上げ、今年度より勤勉手当の年間支給月数について「0.90月」から「0.95月」とし、期末手当の年間支給月数について、引き続き「1.35月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「2.25月」から「2.30月」といたします。

さらに、会計年度任用職員についてでございますが、常勤職員との均衡を考慮し、期末手当を0.10月引き上げ、今年度より期末手当の年間支給月数を「2.40月」から「2.50月」といたします。

なお、令和5年度の期末・勤勉手当の支給月数につきまして、今回引き上げた月数を夏期及び年末で均等に割り振り、一般の職員につきましては夏期・年末とも2.20月、再任用職員につきましては、夏期・年末とも1.150月、会計年度任用職員につきましては、夏期・年末とも1.25月といたします。

今年度の年末手当につきましては、一般の職員については2.25月分を、再任用職員につ

いては 1.175 月分を、会計年度任用職員については 1.3 月分を、ご要求どおり 12 月 9 日に一括支給いたします。

次に、係長級の処遇改善についてでございます。

お手元の「係長級の処遇改善について（案）」をご覧ください。

まず、「1. 概要」についてでございます。令和 2 年度に皆さま方と協議いたしました、人事・給与制度の見直しにおきまして、昇任意欲を醸成する観点から、係長級の処遇改善として、令和 4 年 4 月以降、全号給について段階的に 1 万円まで引き上げを行うこととお話ししていたところでございます。

これらを踏まえ、「2. 処遇改善の内容」といたしまして、係長級の給料月額について、全号給においてさらに 2,000 円の引き上げを行うことといたします。

なお、令和 4 年 4 月より 1,000 円の引き上げを行っておりますが、令和 5 年 4 月からは累計 3,000 円の引き上げとなります。

「3. 適用給料表」につきましては、行政職給料表及び医療職給料表(2)といたします。なお、企業職員については対応する給料表によることといたします。

「4. 実施時期」につきましては、令和 5 年 4 月 1 日といたします。

令和 5 年 4 月における処遇改善後の給料月額につきましては、別紙にて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

残りの引き上げ額につきましては、職員の在籍状況や経過措置の状況、また、今後の給与改定の状況等を踏まえ、できるだけ速やかに引き上げを行っていきたいと考えております。

その他につきましては、前回までの交渉で申し上げたとおりでございます。

なお、この間に、いただいたご意見につき、対応できるものがあるかにつきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(組合) 制度要求課題については、局長の回答にもあったように、引き続きよく検討してもらいたい。

最終回答として持ち帰り協議する。